

清須市教育大綱

(素案)



平成29年3月

清須市

1 教育大綱策定の趣旨

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。この改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るものです。これにより、新「教育長」や「総合教育会議」の設置、首長による教育に関する「大綱」の策定など、教育委員会制度が大きく変わります。

教育における「大綱」とは、教育の目標や施策の根本的な方針を示すものであり、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定めるものです。

本市では、平成29年度からスタートする「清須市第2次総合計画」の策定において、基本理念の1つとして「市民の誇りと愛着をはぐくみながら、市の魅力を一層高める」ことを指針として、教育に関する基本的な政策を掲げています。

今回、本市において策定する清須市「教育大綱」は、総合教育会議の協議を経て基本的な理念を定めるものです。本市第2次総合計画の基本理念を「教育大綱」の方針として位置付けます。

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3

3 対象期間

教育大綱の期間は、平成29年度から平成32年度までの4年間

4 教育大綱の考え方

総合教育会議での協議を経て策定しました教育大綱は、清須市が目指す将来像「水と歴史に織りなされた安全・快適で元気な都市」の実現のため、清須市が目標とする教育の方向性を定め、「清須市第2次総合計画」及び「清須市教育委員会基本方針」の内容を参考に、学校教育、幼稚園教育、生涯学習、生涯スポーツのそれぞれの基本的な方針を策定しました。

参考

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成26年6月20日改正）
（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

主要施策の方向

1 生きる力を育む義務教育の充実

① 教育内容や環境の充実

少人数指導のための教職員の加配により、個を伸ばす教育環境の充実を図るとともに、教育支援員及び特別教育巡回指導員を配置し、発達障害のある児童生徒の適切な就学支援を行います。

外国語教育と国際理解を推進するため、英語指導を行う外国人講師を配置し、語学力の向上及び国際社会に生きるグローバル人材の育成を目指します。

職場体験学習を継続的に行い、児童生徒の社会性の育成を図ります。

② 家庭・地域・学校の連携強化

スクールカウンセラー及び青少年・家庭教育相談員による教育相談を充実し、保護者への支援を強化します。また、地域に信頼される学校教育の実現に向け、社会の変化に伴う教育課題の解決を図ります。

児童生徒の健やかな成長を育むため、学校づくりに多彩な地域の人材や資源を取り入れ、学校・家庭・地域の連携強化に取り組みます。

③ いじめ防止に向けた取り組み

「清須市いじめ防止基本方針」に基づき、教育委員会、学校、家庭、地域、その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための組織的な取り組みを積極的に展開します。また、いじめの防止等のための対策を推進するため、学校、PTA、地域住民及び関係団体等によって連携された生徒指導推進協議会、生徒指導強化連絡会及びいじめ問題対策連絡協議会を設置していじめ問題の対策に取り組みます。

④ 学校給食の充実

児童生徒が安全・安心でおいしい給食が食べられるよう、適切な衛生管理のもと、地産地消を推進し、地元産の農作物を積極的に取り入れ、効率的な学校給食提供体制を確立します。

⑤ 学校施設の整備・充実

児童生徒が安全で快適・良好な教育環境を受けられるよう、学校施設長寿命化計画に基づいて、計画的な義務教育施設の整備・管理を行います。

また、学校内の ICT 環境の充実に努めます。

2 信頼と安心のある幼児教育の充実

① 幼児教育の充実

幼児の健やかな成長のために物的な環境だけでなく、教師や友達との関わりも含めた環境を整備し、その心身の発達を助長し、「生きる力」の基礎育成に努めます。また、地域社会・文化・自然などに触れる幼児教育を推進します。

② 子育て支援の充実

保護者に安心され、信頼される幼稚園にするために、幼児教育に関する情報提供をホームページなどで積極的に行います。また、集団生活を通じて、さまざまな活動に積極的に参加する行動を養うとともに家庭や身近な人への信頼感を深め、考えて行動する規範意識の芽生えを培えるよう努めます。

地域の実態や保護者の要請に応じて預かり保育を実施していきます。好ましい幼児育成のために保護者や地域（お年寄りや企業との交流）との強い連携に努めるとともに、家庭教育力の向上のために積極的に啓発します。

未就園児の親子のふれあいの場として展開できる「きりんサークル」を提供しながら、教育活動を通じて子育て中の親子の交流や質の高い幼児教育の提供などの教育支援を実施します。

③ 幼稚園施設の整備

幼児の安全を確保するために、施設・設備などを計画的に整備するとともに、幼児期の発達・行動特性に合わせた充実した幼児教育環境の形成に努めます。

3 生涯にわたり生き生きと暮らすための学習体制の充実

① 生涯学習環境の充実

より多くの市民が、いつでもどこでも学べるように生涯学習機会の充実を図ります。また、学習で得た知識を社会に生かすためのしくみづくりを進め、まちづくり活動へと発展していくよう支援するとともに、施設の充実を図ります。

② スポーツの振興

より多くの市民が身近な場所で、気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりや地域での交流活動を図れるように、関係団体などの人材を生かし、スポーツイベントを実施します。また、誰もが一生涯を通して、快適にスポーツに取り組める環境づくりを推進します。

③ 文化芸術活動への支援と伝統文化の継承

市民の自発的な文化芸術活動を支援するとともに、新たな文化芸術活動が生まれ、発展していくための環境を整備します。また、生活文化を継承しつつ、文化財の保存と活用を図ります。